

令和8年度静岡茶海外戦略展開支援事業公募要領

令和8年6月26日
静岡県お茶振興課

1 目的

海外需要に応じて、静岡茶の輸出を促進する取組の支援を実施することにより、本県の茶業の再生及び発展、世界に通用する静岡茶ブランドの構築を推進することを目的とします。

2 補助の対象

＜輸出拡大生産転換設備等導入支援事業＞

輸出生産拠点の茶業者等が行う、輸出需要に対応した茶の生産体制への転換を図るために必要な施設又は設備等を導入する事業

3 事業実施主体、補助率（額）及び補助額の上限

事業実施主体	補助率（額）	補助額の上限
輸出生産拠点の茶工場経営者又は茶生産者等	1/2 以内	1,500 万円

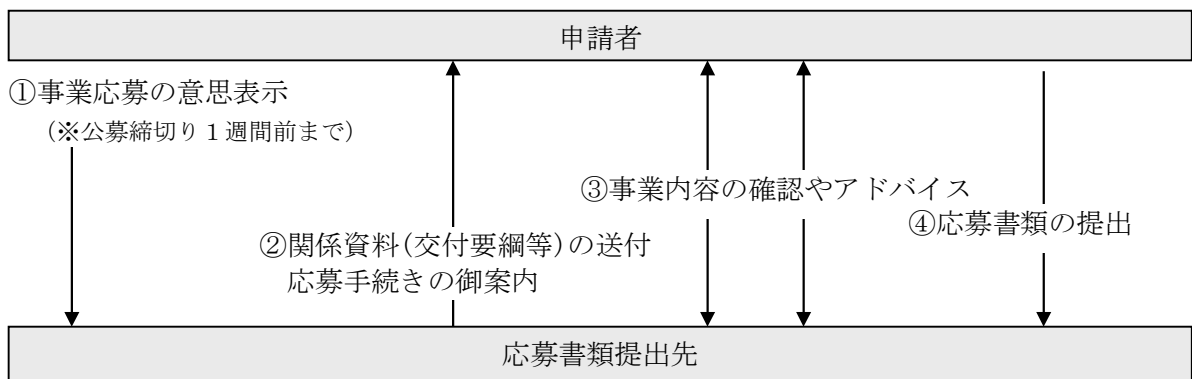
4 事業実施期間

交付決定日から令和9年2月末まで

※交付決定前着手については、静岡茶海外戦略展開支援事業実施要領第9の規定に定めるとおり

5 応募の流れ

- ①本事業への応募を検討している方は、公募締切り1週間前までに、最寄りの農林事務所まで御連絡願います。
 - ②連絡を確認後、交付要綱等関係資料の送付及び応募手続きを御案内します。
 - ③事業計画の作成において、コーディネーターや県の担当者等が事業内容に関する確認やアドバイスをを行います。
 - ④応募書類は、事業実施主体の最寄り農林事務所に提出してください。
- ※応募書類の提出に当たっては、③までの過程を経る必要があります。必ず事前に御連絡をお願いします。



6 応募書類の提出先
最寄りの農林事務所

農林事務所	提出先		
富士農林事務所 企画経営課	〒416-0906 富士市本市場 441-1	fuji-kikaku @pref.shizuoka.lg.jp	電話：0545-65-2197
中部農林事務所 企画経営課	〒422-8031 静岡市駿河区有明町 2-20	AFO-chubu-kikaku @pref.shizuoka.lg.jp	電話：054-286-9262
志太榛原農林事務所 企画経営課	〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋 362-1	AFO-shidahai-kikaku @pref.shizuoka.lg.jp	電話：054-644-9225
中遠農林事務所 企画経営課	〒438-8558 磐田市見付 3599-4	nourin-chuen-kikaku @pref.shizuoka.lg.jp	電話：0538-37-2285
西部農林事務所 天竜農林局 地域振興課	〒431-3313 浜松市天竜区二俣町 鹿島 559	seinou-ten-chiiki @pref.shizuoka.lg.jp	電話：053-458-7209

7 公募期間等

(1) 公募期間

令和8年6月26日（金）から令和8年8月3日（月）17時まで

(2) 申請に当たっての注意点

公募締切後の書類の差し替えや追加は認めません。このため、提出された書類に著しい不備や記載不足等があった場合は申請を受け付けられない場合があります。

8 交付対象事業の選定

(1) 静岡茶海外戦略展開支援事業実施要領第5の(1)のイ及びウの規定に基づき、審査において交付対象事業の選定を行います。

(2) 審査会にて申請者によるプレゼンテーションを実施します。ただし、応募状況によっては、事前に書類審査を行うため、参加できない場合があります。また、予算の範囲内での採択となるため、交付対象事業として選定されない場合もありますので、予め御承知ください。

9 情報の公開等

本事業への応募にあたっては、事業内容や成果について、発行物への記事掲載等に協力を要請する必要があることに承諾いただくものとします。

10 注意事項

(1) 本事業への応募にあたっては、静岡茶海外戦略展開支援事業費補助金交付要綱及び同実施要領並びに本公募要領を熟読願います。

(2) 補助事業の経費として計上できる費用は、交付要綱及び実施要領に定められたものであり、かつ、補助事業の実施期間内に履行・支出されたものに限られます。このため、事業の履行が確認できる資料や領収書等の支払いを証する書類等が無ければ補助対象経費として認められません。

11 問合せ先

静岡県経済産業部農業局お茶振興課お茶振興班

電話：054-221-3297

Eメール：ocha-shinko@pref.shizuoka.lg.jp